

食安輸発0814第5号
平成25年8月14日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(イタリア及びイラン産ピスタチオナッツ加工品のアフラトキシン並びに中国産養殖とこぶしのフラズリドン)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年8月14日付け食安輸発0814第3号）により通知したところです。
今般、輸入時検査実績を確認した結果、標記の食品及び検査項目については、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、上記通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくをお願いします。

記

1. 全輸出国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ	イラン産及び米国産にあつては各々の項によること。	アフラトキシン	別表3によること。 ただしイラン産殻付きピスタチオナッツについては、1コンテナ(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり5kg(可食部)採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注2)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験方法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ	<u>米 国 産</u> <u>にあっ</u> <u>ては米</u> <u>国の項</u> <u>による</u> <u>こと。</u>	アフラトキシン	別表3によること。 ただしイラン産殻付きピスタチオナッツについては、1コンテナ(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり5kg(可食部)採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注2)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験方法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。

に改める。

2. イタリアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ加工品（ピスタチオナッツを5%以上含有するものに限る。）		アフラトキシン	別表3によること	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験方法について」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。

を削除する。

3. イランの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ及びその加工品（ピスタチオナッツを5%以上含有するものに限る。）		アフラトキシン	別表3によること	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験方法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。

を削除する。

4. 中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖とこぶし及びその加工品（簡易な加工に限る。）		フラゾリドン	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物の規格基準」によること。	フラゾリドンが残留しているおそれがあるため。

を削除する。